

新たな振動障害防止対策について

これまでの振動障害防止対策は、振動工具の振動の強さに関係なく、一律に1日2時間の時間規制で対応していました。

これに対し、新たな振動障害防止対策では、これまでの1日2時間の時間規制の他に、振動の強さに応じた対策を講じることとなり、「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A(8)）の考え方等に基づいて対策を推進することになりました。

対策では、「日振動ばく露量A(8)が日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えることがないように振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等を行う」ことや「日振動ばく露限界値(5.0m/s²)を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値(2.5m/s²)を超える場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等に努める必要がある」ことなどが新たに示されました。

- ・振動障害の予防のために(リーフレット) (厚生労働省 [リンク](#))
- ・振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」の測定、表示等について(リーフレット) (厚生労働省 [リンク](#))
- ・チェーンソー取扱い作業指針について(通達) (安全衛生情報センター [リンク](#))
- ・チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について(通達) (安全衛生情報センター [リンク](#))
- ・日振動ばく露量A(8)の計算テーブル(リーフレット) (厚生労働省 [リンク](#))

試みに、「日振動ばく露量A(8)の計算テーブル」に使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」と「振動ばく露時間(時間・分)」を入力してみてください。

数種類の振動工具を使用する場合は、それぞれの3軸合成値とばく露時間を入力します。すると、合計の日振動ばく露量A(8)とともに、例えば「1日の振動ばく露時間を2時間以下としてください。」といったように、A(8)の合計値に応じた作業管理の仕方が表示されます。**まずは、やってみてください。**